

(令和5年2月 特定事業者向けセミナー資料)

特定事業者排出量削減計画書制度

重点対策項目の変更について

重点対策項目の変更（再掲）

- ◇ 必須項目（対策 1～3 4）⇒ **全て廃止**
(同様の項目を省エネ法において管理しているため)
- ◇ 選択項目（対策 a～n）⇒ **以下のとおり項目を見直し**

より先進的な
取組内容へ！

新制度における重点対策項目

1. サプライチェーン排出量算定の実施	5. 自家消費型再エネ・蓄電池・EMSの導入
2. 気候変動イニシアティブへの参画	6. 再エネ需給バランス調整への寄与
3. サステナブルファイナンスの実施	7. 自動車由来の温室効果ガス排出削減に 係る取組の実施
4. 廃棄物の減量化・リサイクルの推進	8. 効率性の高い建築物の導入

1. サプライチェーン排出量算定の実施

■ 項目設定の趣旨

- 大企業を中心にSBTやRE100に参加する企業が増え、こうした取組が企業価値を高め、投資家が評価する循環が広まりつつあり、サプライチェーン全体での排出量削減を目指す動きが広まっています。
- 特に、京都は中小企業数の割合が高いことから、大企業・中小企業が連携してサプライチェーン全体での温室効果ガスの排出量削減を促す仕組みづくりを進める必要があります。
- そこで、サプライチェーン排出量の算定や削減計画の策定を行っている事業者を評価する趣旨で、本項目を設定します。

■ 判断基準

- サプライチェーンCO2排出量の算定及び削減計画の策定を行っていること

(参考) 根拠資料等 (案)

- サプライチェーンCO2排出量算定資料及び削減計画書

■ 取組の事例

- 主要な1次サプライヤーと連携して、スコープ3（カテゴリー1）を含む排出量の算定を行い、また2030年度までのサプライチェーン全体の排出量削減計画を策定・公表している。

2. 気候変動イニシアティブへの参画

■ 項目設定の趣旨

- 日本でも大企業を中心にSBTやRE100に参加する企業が増え、こうした取組が企業価値を高め、投資家が評価する循環が広まりつつあり、脱炭素経営、ESG投資の拡がりを先取りし、企業自ら事業活動の中で徹底的な省エネ・再エネ導入を進めることで、企業経営の脱炭素化を進め、さらなるESG投資を呼び込む好循環をつくり上げていくことが求められます。
- そこで、SBTやRE100等の気候変動イニシアティブへ参画する事業者を評価する趣旨で、本項目を設定します。

■ 判断基準

- RE100、SBT、TCFDなどのいずれか1つ以上に取り組んでいること

(参考) 根拠資料等 (案)

- 気候変動イニシアティブに参画等していることがわかる資料（参画等がわかるHP掲載箇所の写し等）

■ 取組の事例

- 京都府内（市内）に所在する事業所を含むグループ会社全体でRE100宣言を実施。
- ※ RE100の加盟条件（年間消費電力50GWh以上）を満たさない場合は、RE Actionへの加盟も可。

3. サステナブルファイナンスの実施

■ 項目設定の趣旨

- SDGsやパリ協定の採択等、持続可能な社会の構築が大きな課題となる中で、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進が不可欠です。
- 京都府では、府内企業によるサステナブルファイナンスの促進を図るべく、「京都ゼロカーボンフレームワーク」を策定し、府内金融機関とサステナビリティ・リンク・ローンの組成に向けた取組を推進しているところです。
- そこで、サステナブルファイナンスによる融資契約等を締結する事業者（融資を行う金融機関を含む）を評価する趣旨で、本項目を設定します。

■ 判断基準

- サステナビリティ・リンク・ローン（ボンド）またはグリーンローン（ボンド）の融資（社債）等を実施していること

（参考）根拠資料等（案）

- サステナビリティ・リンク・ローン（ボンド）またはグリーンローン（ボンド）の融資（社債）等を実施していることを対外的に示す資料（CSR報告書、プレスリリース、環境省のグリーンファイナンスポータルなど外部で紹介されているHP掲載箇所の写し等）

■ 取組の事例

- 「京都ゼロカーボンフレームワーク」を活用した府内金融機関のSLLメニューの契約を締結し、CO₂排出量をSPTとして金融機関とも対話をしながら削減に向けた取組を実施

4. 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

■ 項目設定の趣旨

- 製品の製造過程や廃棄の過程においてもエネルギーは消費され、特に、プラスチック等を原料とする製品は、焼却に伴い多くの温室効果ガスを排出します。
- このため、原材料調達における資源利用の効率化や輸送方法の最適化や梱包材の再利用などを通して、サプライチェーンでの廃棄物を最小化する取組が求められています。
- そこで、サプライチェーン全体での廃棄物の発生抑制・リサイクル等に取り組む事業者を評価する趣旨で、本項目を設定します。

■ 判断基準

- サプライヤーと連携した廃棄物の発生抑制や収集運搬時の脱炭素化に取り組んでいること

(参考) 根拠資料等 (案)

- ① ユーザー・サプライヤー等を含む廃棄物の減量化・リサイクルの目標設定を示す資料
- ② (①の目標を設定していない場合) 自社廃棄物の減量化・リサイクルの目標を示す資料及びユーザー・サプライヤーに廃棄物の減少化・リサイクルを促していることを示す資料

■ 取組の事例

- 自社の廃棄物の減量化目標の設定を行うとともに、サプライヤーと連携してIoT技術を活用した効率的に廃プラスチックの回収による環境負荷低減への取組を実践

5. 自家消費型再エネ・蓄電池・EMSの導入

■ 項目設定の趣旨

- 再生可能エネルギーの導入拡大に向けては、需要側においてエネルギー資源を有効活用するエネルギー・マネジメントの取組が重要です。
- 特に、蓄電池やエネルギー・マネジメントシステム（EMS）を有効に活用し、再生可能エネルギーで発電した電気を極力自家消費する取組が求められています。
- そこで、府内（市内）事業所において再生可能エネルギーと効率的利用設備（蓄電池又はEMS）を同時導入する事業者を評価する趣旨で、本項目を設定します。

■ 判断基準

- 同一事業所において、自家消費を主目的とする再生可能エネルギーの導入に加え、再生可能エネルギーの効率的利用設備（蓄電池又はEMS）を導入していること

（参考）根拠資料等（案）

- 府内（市内）事業所において再エネ設備及び効率的利用設備を導入していることを示す写真・図面等

■ 取組の事例

- 事務所の屋根に太陽光発電設備を設置し、さらに蓄電池及びEMSを導入して、平時に太陽光発電設備で発電した電気の最適利用（ピークカット含む）を図るとともに、災害時のレジリエンス対応としても活用

6. 再エネ需給バランス調整への寄与

■ 項目設定の趣旨

- 再生可能エネルギーを主力電源としつつ電力の安定供給を実現するためには、再エネ設備、電気自動車、燃料電池、ガスコジェネレーション等の分散型エネルギーを高度にマネジメントすることによる電力需給調整の取組が求められます。
- そこで、府内（市内）事業所においてバーチャルパワープラント（VPP）の実証等に参画する事業者を評価する趣旨で、本項目を設定します。

■ 判断基準

- VPP事業（実証含む）に参加していること（アグリゲーターとしての参加も可）又は、電力会社等の要請によりデマンドレスポンスに対応していること

（参考）根拠資料等（案）

- ① VPPに参加していることを示す資料（アグリゲーターとの契約書等）
- ② デマンドレスポンス対応を示す資料（電力会社等との契約書等）

■ 取組の事例

- 地域の電力会社等と連携して、国のVPP実証事業に参画し、再生可能エネルギー、蓄電池及びユーティリティ設備（ポンプ・コンプレッサー等）のリソースを活用して需給調整に貢献

7. 自動車由来の温室効果ガス排出削減に係る取組の実施

■項目設定の趣旨

- 運輸業は勿論、製造業や業務部門においても輸送や移動に伴う温室効果ガスの削減は重要な取組であり、社用車の電動化或いは地域住民向けのシェアリング等の取組が求められています。
- そこで、府内（市内）事業所において、電気自動車の導入やシェアリングに積極的取り組む事業者を評価する趣旨で、本項目を設定します。

■判断基準

- 電気自動車等（FCV・EV・PHV）の導入又はカーシェアリング等を実施し、自動車由来の温室効果ガス排出削減に係る取組を実施していること

（参考）根拠資料等（案）

- ① EV100等への加盟を示す資料（もしくは、EV導入計画資料など）
- ② 府内または市内の事業所で保有する全ての自動車のうち、15%以上電気自動車等を導入していることが分かる資料（電気自動車等のリストなど）
- ③ 電気自動車等の社用車への導入及び当該社用車を地域住民等向けにシェアリングする取組の実施を示す資料

■取組の事例

- 府内（市内）事業所に電気自動車を3台導入し、平日業務時間は近隣企業間でシェアリングし、それ以外の時間帯は、従業員・地域住民等への貸し出しを行い、地域の脱炭素化に貢献

8. 効率性の高い建築物の導入

■ 項目設定の趣旨

- 建築物の脱炭素化（ZEB等）は、長期にわたり温室効果ガスの排出量の削減に寄与するだけでなく、住環境の快適性向上、災害時のエネルギー確保等にもつながります。
- そこで、府内（市内）事業所において、ZEBを導入している事業者を評価する趣旨で、本項目を設定します。

■ 判断基準

- ZEB（「ZEB」、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented）を導入していること

（参考）根拠資料等（案）

対象の建築物がZEB基準に適合していることを確認できる資料（B E L S等の第三者認証制度を想定

■ 取組の事例

- 府内（市内）事業所において、ZEBプランナーに設計を委託し、空調設備等の更新時にZEB改修を実施